

第 1 章 理論編

第1節 学校園安全と安全教育

学校園安全の活動は、園児児童生徒が自らの行動や外部環境に存在する様々な危険を制御して、自ら安全に行動したり、他の人や社会の安全のために貢献できるようにしたりすることを目指す安全教育と、園児児童生徒を取り巻く環境を安全に整えることを目指す安全管理、そして両者の活動を円滑に進めるための組織活動という三つの主要な活動から構成されている。その際、安全教育と安全管理は学校園安全の両輪とされ、相互に関連付けて行う必要がある。また、校園内組織、家庭・地域社会と連携を図る組織などの活動との関連付けも図るべきである。

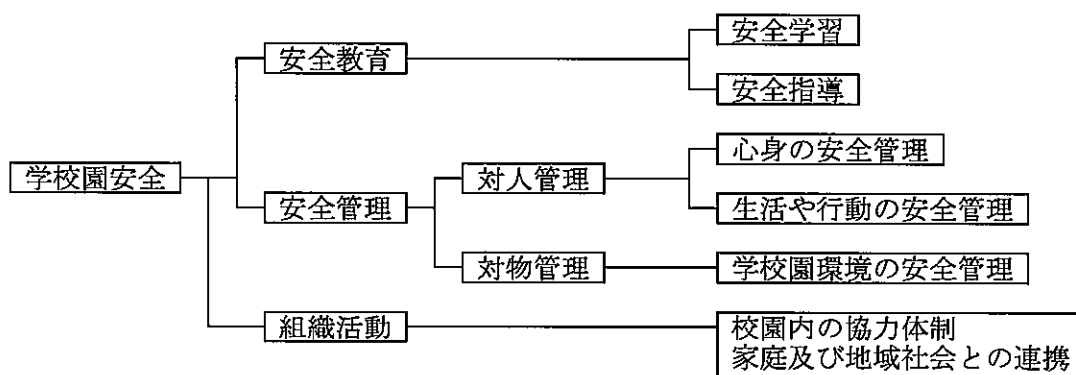
安全教育には、「安全学習」の側面と「安全指導」の側面があり、相互の関連を図りながら、計画的、継続的に行われるものである。

- ◆安全学習・・・安全に関する基礎的・基本的事項を系統的に理解し、思考力、判断力を高めることによって安全について適切な意志決定ができるようにすることをねらいとする。
- ◆安全指導・・・当面している、あるいは近い将来当面するであろう安全に関する問題を取り上げ、安全の保持増進に関するより実践的な能力や態度、さらには望ましい習慣の形成をねらいとする。

このことを保育・教育課程の領域に即して考えてみると、「安全学習」は保育園・幼稚園の健康領域、小学校体育科（保健領域）、中学校保健体育科（保健分野）を中心として、生活科、社会科、理科などの関連した内容のある教科・領域や道徳、総合的な学習の時間などで取り扱い、「安全指導」は、特別活動の学級活動や学校園行事・課外活動などで取り上げられることが多い。

なお、道徳教育は、生命の尊重をはじめ、きまりの遵守、公德心、公共心など、安全な生活を営むために必要な基本的な内容の指導を行うこととされており、安全にとって望ましい道徳的態度の形成という観点から、安全学習及び安全指導双方の基盤としての意義を持つことができる。

学校園安全の構造図



1 安全教育の目標

安全教育の具体的な目標として次の3つが挙げられる。

- ・ 日常生活における事件・事故災害や犯罪被害等の現状、原因及び防止方法について理解を深め、現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく適切な意志決定や行動選択ができるようにする。
- ・ 日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自他の安全に配慮して安全な行動をとるとともに、自ら危険な環境を改善することができるようにする
- ・ 自他の生命を尊重し、安全で安心な社会づくりの重要性を認識して、学校園、家庭及び地域社会の安全活動に進んで参加・協力し、貢献できるようにする。

2 効果的な安全教育の実践例

安全教育を行う場合には、園児児童生徒が安全に関する問題について、興味・関心をもって積極的に学習に取り組み、思考力・判断力を身に付け、安全について適切な意志決定や行動選択ができるように工夫する。そのために、次のような安全学習、安全指導が効果的である。

【例】

- ・ 危険予測の演習
[参考にできる事例：掲載実践事例一覧のNo.1, 5, 7, 8, 11, 13, 20, 28]
- ・ 視聴覚教材や資料の活用
[参考にできる事例：掲載実践事例一覧のNo.9, 38, 39, 41, 43, 47, 48, 49, 51, 54]
- ・ 地域や校園内の安全マップづくり
[参考にできる事例：掲載実践事例一覧のNo.3, 10, 11, 14, 53]
- ・ 外部の専門家による指導
[参考にできる事例：掲載実践事例一覧のNo.30, 31, 32, 34, 35, 36, 37, 44, 57]
- ・ 避難訓練や応急手当のような実習
[参考にできる事例：掲載実践事例一覧のNo.21, 27, 42, 44, 45, 55, 56]
- ・ 誘拐や傷害などの犯罪から身を守るためのロールプレイングの導入
[参考にできる事例：掲載実践事例一覧のNo.24, 26, 29]

また、周囲の人々の安全、家庭、地域など社会の安全に貢献できるような資質や能力を養うため、学校園、家庭及び地域社会の安全活動に参加・協力する体験等も効果的である。

第2節 発達段階等に応じた安全教育

安全・危険に関する発達の特徴と安全教育のポイントを各時期ごとにまとめると次のようになる。こうした発達の段階における特徴を考慮して、学校園安全の内容や進め方を検討することが重要である。

時期等	発達の特徴等	安全教育のポイント
幼 児	職員や保護者の援助の下で様々な危険の一つ一つに対し、自ら体験し、何が危険であるかを理解し、それに対する基本的な対処法を身に付けていく。	<ul style="list-style-type: none"> 日常生活の場面で安全な生活習慣や態度を身に付ける。 危険な場所での行動や事件・事故災害時には職員や保護者の指示に従い行動できるようにする。 危険な状態を発見したときには職員や保護者など近くの人に伝えることができるようにする。 何がどのように危ないかを理解できるようになる。 自己の行動自体が危険となる場合があることを学ぶ。
	安全教育に対して、素直に受け止め、身につけようとするので、指導に最適な時期である。それゆえ、身の回りの危険については、一通りの教育が可能でありその効果は大きいといえる。	
低 学 年	幼児と比較して環境の現実的側面に対する理解が進むが、危険を読み取る技能に未熟さが残り、見えるものに対しては危険と判断できるが、環境内に明確な危険が見えない場合は安全だと判断してしまう。	<ul style="list-style-type: none"> 死角が存在する場面や、因果関係又は事象の展開により危険事態が発生するような場面について、できるだけ実際的な場面の中で指導する。 安全に行動することの大切さを理解し、安全のためのきまり・約束を守ることや身の回りの危険に気付くことができるようにする。 危険な状態を発見した場合や事件・事故災害時には、職員や保護者など近くの人に速やかに連絡し、指示に従うなど適切な行動ができるようにする。
小 中	職員や保護者の目の届かない場所など、行動範囲がより大きく広がるとともに、意識される生活空間も広がっていく。普段身近な場所での危険については知識を持っているものの、ま	<ul style="list-style-type: none"> 自分たちの生活空間と関連付けて、安全・危険の問題を具体的に考え、自ら安全な行動をとることができるようにする。「安全マップづくり」のような活動は有効である。 行ったことがない川や池、大雨の後で増水した用排水路など、普段経験することの少ない場所や状況における潜在的危険については指導す

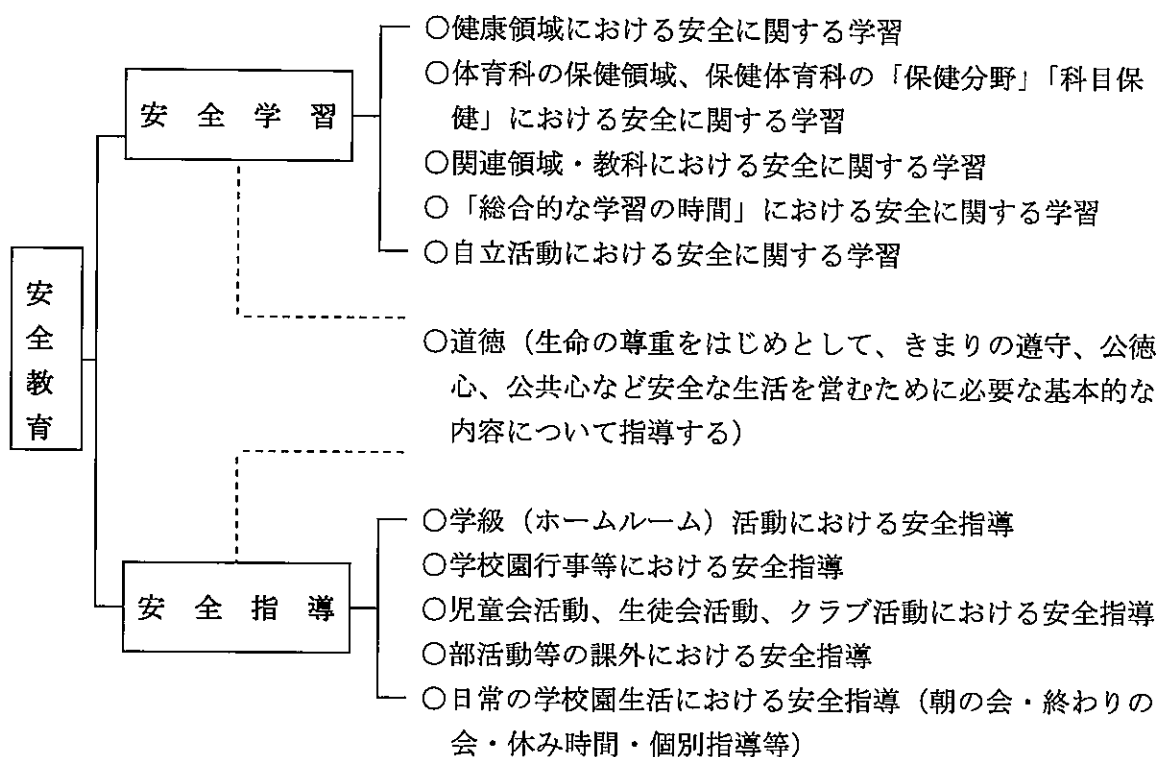
<p>学 学 年 年 生</p>	<p>だ十分な危険予測や判断の能力を持つに至らず未知の場所では事故に遭遇する可能性がある。</p> <p>また、大人の行動を客観的に見ることができるようになり、大人たちの安全行動がどのようなものか、モデルの良し悪しによって大きな影響を受ける。</p>	<p>る。</p> <ul style="list-style-type: none"> モデルとしての職員や保護者の影響は大きく言葉で指導するだけでなく、実際の行動で模範を示す。学習した行動がぶれないように、安全であることがいかに重要であるかという価値や態度の形成への働きかけが必要である。
<p>高 高 学 学 年 年</p>	<p>仲間への所属感を求める気持ちが徐々に高まり、仲間が行っている危険行動に加わろうとする意識を抱く。危険な行動が一層過激になる場合があるため、教育的対応が必要となる。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 仲間の圧力（ピア・プレッシャー）にどう対処して行動するかという指導が重要である。 ※ピア・プレッシャー 自らが所属する集団の多数が支持する考えや行動に同調を迫る圧力 様々な場面で発生する危険を予測し、進んで安全な行動ができるようにする。 自分自身の安全だけでなく、身近な人々の安全にも気配りができるようにする。 簡単な応急手当ができるようにする。
<p>中学生</p>	<p>思春期を迎え、心身ともに大きな変化を示す時期である。大人から子ども扱いされることに反発心を持ち、背伸びして大人びた行動をとろうとする。</p> <p>また、これまで身につけてきた慣習や道徳、社会規範などに反発する者もいる。一方、論理的に考える力も伸びてくるので、理にかなった教育が効果をもつ。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 安全規則を遵守することの意義や安全な行動を取ることを理由を明確に示す。 自分や他者の危険を予測し、どのようにすれば安全が確保できるのか、その知識と技能を身に付ける。主体的な学習とするため、体験活動等の機会を利用するなど、知識学習を中心とした危険予測の教育のみにとどまらないよう留意する。 自他の安全に対する自己責任感を育成する。 危険な環境を改善するなど、自発的、自治的な活動ができるようにする。 学校、地域の防災や災害時のボランティア活動等の大切さについて理解し、参加できるようにする。
<p>特別な 支援が 必要な</p>	<p>幼児児童生徒の一人一人の課題や行動の特徴を職員間で共有し、個別に安全教育の内容や進め方を検討する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 冷静に考える力、前後の事情を総合して物事をどうするのかを決める力を育てる。 話し言葉によるコミュニケーションに限らず、表情や身振り、手話や情報機器、文字カード・絵カードなどの道具を使って、コミュニケーションできる力を育てる。

幼児児童生徒	<ul style="list-style-type: none">・ 学校園生活や社会生活の中で安全に行動できる態度を身に付ける。・ それぞれの状態、発達段階、特性及び地域の実態等に応じて、自ら危険な場所や状況を予測・回避したり、必要な場合には援助を求めたりすることができるようにする。
--------	---

第3節 保育・教育課程における安全教育

学校園における安全教育は、保育・教育課程等の各領域、各教科、道徳、特別活動等に位置づけられ、それぞれの特質に応じて適切に実施されるものである。

また、学校園における安全教育には、「安全学習」と「安全指導」の側面があり主として取り扱われる教科・領域等は下図のとおりである。



保育所保育指針、幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領では次のように規定されており、その趣旨を踏まえ、保育園での保育、幼稚園・学校における教育活動全体を通じて行わなければならない。

1 保育園における安全教育

保育所保育指針の領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

【ねらい】健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

基本的な生活習慣の確立や、食生活などを通し、自分の健康に関心を持ち、病気の予防や健康増進のための活動をすること、安全に行動することなど、安全な環境のもとで健康な生活を送るための基盤をつくることを目指す。

2 幼稚園における安全教育

幼稚園教育要領の領域「健康」

健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活をつくり出す力を養う。

【ねらい】健康、安全な生活に必要な習慣や態度を身に付ける。

幼児期における教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、幼児期の特性を踏まえ、環境を通して行うものであることを基本とする。

このため、職員は園児との信頼関係を十分に築き、園児と共によりよい教育環境を創造するように努めなければならない。

3 小学校における安全教育

小学校学習指導要領総則第1の3

学校における体育・健康に関する指導は、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

- (1) 学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科の時間はもとより、家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行う。
- (2) 家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

4 中学校における安全教育

中学校学習指導要領総則第1の3

学校における体育・健康に関する指導は、生徒の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うものとする。

- (1) 学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導及び心身の健康の保持増進に関する指導については、保健体育科の時間はもとより技術・家庭科、特別活動などにおいてもそれぞれの特質に応じて適切に行う。
- (2) 家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の実践を促し、生涯を通じて健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮する。

また、特別支援学校においては、児童生徒等の安全に留意するためには、まず一人一人の障害の状態を適切に把握することが必要であり、それには、学級担任や養護教諭をはじめとして、児童生徒等に日常接する職員の継続的な観察と情報交換が必要である。

また、安全教育を効果的に進めるためには、関連教科並びに学級（ホームルーム）活動、自立活動においてはもちろん、学校全体として、組織的、計画的な指導が必要であり、安全教育の指導体制を整備する中で、校内外の専門家との連携を図る体制づくりが必要である。

5 特別支援学校における安全教育

(1) 幼稚部における安全に関する指導

特別支援学校幼稚部教育要領第3章

- ア 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して状況に応じて機敏に自分の体を動かすことができるようにする。
- イ 危険な場所や事物などが分かり、安全についての理解を深めるようにする。
- ウ 交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、災害時に適切な行動がとれるようにするための訓練なども行う。

(2) 小学部・中学部における安全に関する指導

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領総則第2節第1の3

- ア 小学校、中学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行う。
- イ 児童生徒の実態に即して学習環境を整えるなど、安全に留意する。
- ウ 児童生徒が危険な場所や状況を把握したり、判断したり、予測したり、回避したりすることができるように十分配慮する。
- エ 遊具や物品、通学路の安全点検を十分に行う。
- オ 学習活動における物品の扱い方に留意する。

(3) 高等部における安全に関する指導

特別支援学校高等部学習指導要領総則第2節第1款の3

- ア 高等学校と同様に、学校における教育活動全体を通じて行う。
- イ 生徒の実態に即して安全な学習環境を整え、安全に留意する。
- ウ 生徒自身が安全な行動をとれるように、関連教科、道徳、総合的な学習の時間、特別活動、自立活動等において、発達の段階を考慮して、指導する。

第4節 安全教育の進め方

1 安全教育の基本的な進め方

安全教育を効果的に進めるためには、様々な機会における安全学習、安全指導を密接に関連付けながら推進していく必要がある。すなわち、各学校園で基本的な方針を明らかにし、指導計画を立て、意図的、計画的に推進する必要がある。また、随時、随所の指導も必要であり、朝の会、帰りの会などの短時間での指導や休み時間などその場における指導及び個に応じた指導に配慮することも大切である。

(1) 学校園教育活動全体を通じた計画的な指導

学校園における安全教育は、関連領域・教科や総合的な学習の時間における安全学習、学級（ホームルーム）活動と学校園行事の健康安全・体育的行事における安全指導を中心として進める。さらに、児童（生徒）会活動、クラブ活動等の自発的、自治的な活動や各教科等の学習活動、日常の学校園生活においても必要に応じて安全指導を行う。

(2) 安全教育と安全管理との関連

安全教育と安全管理は、一体のものとして密接に関連させて進めていく必要がある。安全教育では、園児児童生徒の将来を見据えて、一人一人が生涯を通じて主体的に安全な行動がとれるようにすることを目指す。個人の行動だけでは、十分な安全を確保することは困難である。安全管理によって、より安全な環境づくりを推進していくとともに、安全教育によって園児児童生徒自身が安全な行動を実践していくことによって、学校園安全活動の効果をより一層高めることが可能となる。

2 保育園・幼稚園における安全教育の内容

子ども自身が安全に過ごすための習慣を身につけ、危険を回避することができるよう計画的に保育する。様々な遊びの中で、全身を使って活動することにより、体を動かす楽しさを味わい、安全についての構えを身につけ、自分の体を大切にしようとする気持ちや態度が育つようにする。また、子どもの安全を第一に考慮するとともに、危険に対する知識やその理由を繰り返し丁寧に伝えていくことが重要である。

(1) 領域「健康」における安全学習

領域「健康」におけるねらいを達成するために、様々な体験を通して次のことができるようにする。

- | |
|---|
| ア 保育園・幼稚園における生活の仕方を知り、自分たちで生活の場を整えながら見通しをもって行動する。 |
| イ 自分の健康に関心をもち、病気の予防などに必要な活動を進んで行う。 |
| ウ 危険な場所、危険な遊び方、災害時などの行動の仕方が分かり、安全に気を付けて行動する。 |

(出典：保育所保育指針 幼稚園教育要領)

(2) 学級活動の内容と安全指導

園における学級活動は、学級を単位として行うすべての活動のことであり、学級活動における安全指導は、遊びや園生活を通して、園児一人一人の実態に即して日常的、重点的に行われるものである。具体的には、次のとおりである。

- ア 園児が自分で状況に応じ機敏に体を動かし、危険を回避するようになるために、日常生活の中で十分に体を動かし遊ぶことを通して、危険な場所、事物、状況などが分かり、その時にどうしたらよいかを体験を通して学ばせる。
- イ 交通安全の習慣を身に付けるために、日常生活を通して、交通上のきまりに関心をもたせるとともに、家庭と連携を図りながら適切な指導を具体的な体験を通して繰り返し行う。
- ウ 災害時の行動の仕方や不審者との遭遇など様々な犯罪から身を守る対処の仕方を身に付けるために、園児の発達の実情に応じて、基本的な対処の方法を確実に伝えるとともに、家庭、地域社会、関係機関とも連携して園児の安全を図る。特に、火災や地震を想定した避難訓練は、災害時には職員の指示に従い、一人一人が落ち着いた行動がとれるようにする。

(3) 園行事における安全指導

行事における指導にあたっては、それぞれの行事の教育的価値を十分検討し、適切なものを精選し、園児の負担にならないようにすることが大切である。なお、実際の指導については、15ページの「(3) 学校行事における安全指導」に準ずる。

(4) 日常の園生活における安全指導

日常における指導については、園児の生活のリズムに配慮し、園児の意識や興味の連続性のある活動が相互に関連して園生活の自然な流れの中に組み込まれるようにすることが大切である。実際の指導については、18ページの「(5) 日常の学校生活における安全指導」に準ずる。

3 学校における安全教育の内容

(1) 教科等における安全学習等

ア 体育科・保健体育科

年間を通じて系統的に進めていく必要がある。特に、事故災害の原因や防止の仕方、あるいは事故発生時の応急手当など、保健の学習において計画的に実施する。

(ア) 体育科【小学校第5学年】

- ・けがの防止について理解するとともに、けがなどの簡単な手当ができるようにする。

(イ) 保健体育科【保健分野】

- ・傷害の防止について理解を深めることができるようにする。

交通事故や自然災害などによる傷害

交通災害や自然災害などによる傷害の防止

応急手当（心肺蘇生等）

（出典：小学校学習指導要領 中学校学習指導要領）

イ 他の教科等

各教科の特性に応じて、生活安全・交通安全・災害安全に関する安全学習を行ったり、必要に応じて学習活動を安全に行うための安全指導を行ったりする。

(ア) 生活科【小学校第1学年及び第2学年】

- ・学校の施設の様子及び先生など学校生活を支えている人々や友だちのことが分かり、楽しく安心して遊びや生活ができるようにするとともに、通学路の様子やその安全を守っている人々などに関心を持ち、安全な登下校ができるようにする。
- ・自分たちの生活は地域で生活したり働いたりしている人々や様々な場所とかかわっていることが分かり、人々と適切に接することや安全に生活することができるようにする。
- ・公共物や公共施設を利用し、身の回りにはみんなで使うものがあることやそれを支えている人々がいることなどが分かり、安全に気を付けて正しく利用することができるようにする。

(イ) 社会科

【小学校第3学年及び第4学年】

- ・地域社会における災害及び事故の防止について、人々の安全を守るための関係機関の働きとそこに従事している人々や地域の人々の工夫や努力を考えるようにする。

【小学校第5学年】

- ・我が国の国土の自然などの様子について、国土の環境が人々の生活や産業と密接な関連を持っていることを考えるようにする。

【中学校地理的分野】

- ・世界的視野から日本の地形や気候の特色、日本の国土の特色を理解させるとともに、日本の自然環境に関する特色を大観させる。
- ・自然環境が地域の人々の生活や産業などと深い関係を持っていることや地域の自然災害に応じた防災対策が大切であることなどについて考える。

(ウ) 理科

【第5学年】

- ・流れる水の速さや量による働きの違いを調べ、流れる水の働きと土地の変化の関係についての考えをもつことができるようにする。

【第6学年】

- ・土地のつくりや土地のでき方を調べ、土地のつくりと変化についての考えをもつことができるようにする。

【中学校第2分野】

- ・地震の原因を地球内部の働きと関連付けてとらえ、地震に伴う土地の変化の様子を理解すること。
- ・自然がもたらす恵みと災害などについて調べ、これらを多面的、総合的にとらえて、自然と人間のかかわり方について考察すること。

(エ) 図画工作科・美術科

- ・刃物類、塗料、器具などの使い方の指導と保管、活動場所における安全指導を行う。

(オ) 技術・家庭科

- ・学習環境を整備するとともに、火気、用具、材料などの取扱いに注意して事故防止の指導を徹底し、安全に十分留意する。

(カ) 総合的な学習の時間

- ・「交通安全マップづくり」「地域の安全と防災」など安全に関する具体的課題を取り上げて学習する。

(キ) 道徳教育

- ・道徳の時間の指導において、「主として自分自身に関わること」「主として他の人とのかかわりに関すること」「主として自然や崇高なもののかかわりに関すること」「主として集団や社会とのかかわりに関すること」に関して、生命の尊重、遵法の精神や公德心、公共心など安全な生活を営むのに必要な基本的な内容について指導する。
- ・自他の生命のかけがえのなさ、誕生の喜び、生を受けたことへの感謝、生きることの尊さ、命の重さなどを大切に思う心を育てることが求められている。学校における道徳教育においては自他の「生命を尊重する心」を深く自覚することができるよう、道徳教育の「要」となる道徳の時間の指導の工夫・改善が重要である。
- ・道徳の指導内容については、学年の接続や系統性を踏まえて指導するとともに、相互に補い合い、統合されて道徳性を高めていくように工夫した指導を行う。

小 学 校 低 学 年	いのちにふれよう
	生きていることを実感
	・生活体験の中で生きていることを感じ取ることを中心に指導する。 ・体にはぬくもりがあり、心臓の鼓動が規則的に続いているといった極めて当たり前なことで見過ごしがちな「生きている証」を実感し、生きていることに喜びを見いだすことで生命の大切さを自覚できるようにする。

小 学 校	いのちを感じよう
	生を受けたことのすばらしさを実感
	・現実性を持って死を理解できることから、生命の尊さを感得できるよ

中 学 年	うに指導する。 ・誕生の話から生を受けたことのすばらしさを感じたり、病気やけがの様子から自分の生命の尊さを知ったりして、生命あるものすべてを大切にしようとする心を育てる。
-------------	--

生命を愛おしむ	
小 学 校 高 学 年	誕生の喜び・死の重さ・共に生きるすばらしさ ・生命の誕生から死に至るまでの過程、様々な人々との支え合いの中で一人一人の生命がはぐくまれること、生命が祖先から自分そして子孫へと受け継がれていくことの理解を通して、生命のかけがえのなさを自覚できるようにする。 ・人間の誕生の喜びや死の重さ、生きることの尊さ、共に生きることのすばらしさなどを考えることから、自他の生命を尊重し力強く生き抜こうとする心を育てるとともに、生命に対する畏敬の念を育てる。

生命を考えよう	
命の偶然性・有限性・連続性	
中 学 校	・人間の生命のみならず生きとし生けるものの生命の尊厳に気付かせ、例えば、自分が今ここにいることの不思議、生命にいつか終わりがあること、生命はずっとつながっていることを手がかりに考えさせることで、生命あるものは互いに支え合って生き、生かされていることに感謝の念を持つよう指導する。 ・自らの生命の大切さを深く自覚させるとともに、他の生命を尊重する態度を身に付けさせる。 ・内容項目の2の視点や4の視点との関連で、人間の生命は、人間関係で保たれるという側面があることを考えさせる。

(出典：小学校学習指導要領 中学校学習指導要領)

(2) 学級（ホームルーム）活動における安全指導

ア 学級（ホームルーム）活動の目標と安全指導

(ア) 学級（ホームルーム）活動の目標

学級（ホームルーム）活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。

(出典：小学校学習指導要領 中学校学習指導要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

(イ) 安全に関する指導

- a 実際に生きて働く知識、態度、習慣などが確実に身に付くことを目指して行う。
- b 学校における安全に関する指導の中で、最も実践的で具体的な指導が展開されるものであり、安全指導における中心的な役割をもつ。
- c 各教科や道徳、学校行事及び児童（生徒）会活動等の特別活動で指導される安全に関する事項を、児童生徒一人一人の実態に即して補充し、深化し、統合していくための指導の場である。
- d 児童生徒の主体的な活動となるよう、遊び、話し合い、調査、実習、発表などの機会を通じて学級担任が援助し、安全に関する意識を高めたり、養護教諭などとの協力授業やゲストティーチャーの活用など指導の工夫をする。
- e 職員と児童生徒及び児童生徒相互の好ましい人間関係を育て、児童生徒が自主的に判断、行動し積極的に自己を生かしていくことができるよう指導する。

イ 学級（ホームルーム）活動の内容と安全指導

(ア) 小学校

- a 日常生活や交通の安全に関すること、災害時の安全や防犯に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することなどの指導を行う。
- b 交通安全については、歩行者及び自転車の利用者として必要な技能と知識を習得させるとともに、道路における危険を予測し、これを回避して安全に通行する能力や態度を養う。
- c 様々な災害の危険性や犯罪から身を守る対処の仕方について理解するとともに、災害等発生時には的確に判断し、安全な行動ができるような資質や能力を高める。

(イ) 中学校

- a 防犯を含めた生活安全や自転車運転時の交通安全に関すること、種々の災害時の安全に関すること、生命の尊重に関すること、環境整備に関することなどの指導を行う。
- b 交通安全については、自転車乗車中に交通事故に遭うことが多く、また、加害者になる事故も起こっていることを踏まえ、交通安全に対する意識を高めさせるとともに、道路を通行する場合は、自己の安全ばかりでなく他の人の安全にも配慮することの重要性を理解させる。
- c 応急手当の技能を身に付ける。
- d 学校、地域の防災や災害時のボランティア活動の大切さについても理解を深め、積極的に参加できるようにする。

(ウ) 特別支援学校

幼稚園、小学校、中学校及び高等学校の指導内容を踏まえ、幼児児童生徒が

自らの障害や心身の発達の状況を理解するとともに、個々の幼児児童生徒が持っている力を発揮し、事故や災害から積極的に自らの身を守る態度を養えるようにする。

(3) 学校行事における安全指導

ア 学校行事の目標と安全指導

(ア) 学校行事の目標

学校行事を通して、望ましい人間関係を形成し、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養い、協力してよりよい学校生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

(出典：小学校学習指導要領 中学校学習指導要領 特別支援学校小学部・中学部学習指導要領)

(イ) 安全に関する指導

- a 十分に安全な配慮の下に実施され、児童生徒の大切な生命や身体が守られ、学校生活を豊かで充実したものにする。
- b 児童生徒に自他の生命を尊重するとともに、安全の重要性を理解させた上で実践する。

イ 学校行事の内容と安全指導

学校行事の種類

- ・ 儀式的行事
- ・ 学芸的行事
- ・ 健康安全・体育的行事
- ・ 遠足(旅行)・集団宿泊的行事
- ・ 勤労生産・奉仕的行事

これらの学校行事は、それぞれ安全指導と深い関連があり、事件・事故災害防止のための実践的な指導の機会として活用しなければならない。

(ア) 健康安全・体育的行事の「安全に関する行事」における安全指導

健康安全・体育的行事の「安全に関する行事」を実施するに当たっては、指導の内容、方法、時期、回数などについて十分検討し、地域の実情や児童生徒の実態に即したものにしなければならない。安全に関する行事の特質に応じて、重点的なねらいを設定するとともに、学校間やPTA、地域との連携、安全に関する諸機関との関連に配慮して実施する。

a 交通安全指導

- ・ 道路の歩行、横断、信号機等交通安全施設の利用、自転車の安全な乗り方、ヘルメットの着用や自転車の点検・整備、二輪車・自動車の機能や特性などについての交通安全講話や訓練等を交通安全の日や入学時、長期休

業前後などに行う。

その際、学級（ホームルーム）活動における安全指導との関連を十分考慮して、学年又は全校的な規模の集団活動として指導を行う必要性について検討し、指導の効果を一層高めることができるようにする。

b 防犯指導

- ・ 登下校、放課後、自宅周辺などで、犯罪発生の危険性の高い場所・時間帯を確認するための活動を行ったり、校外で、犯罪被害から身を守るため、危険性の高い場所・時間帯を避ける、逃げる、助けを求める、近くの教職員や大人に知らせる、110番通報するなど具体的な方法について指導する機会を設ける。
- ・ 学校や地域の実情に応じて地域の関係機関・団体やPTA（保護者）の協力・参加を得る。

c 防災避難訓練

- ・ 火災、地震、津波、風水（雪）害及び原子力災害等の災害の発生に際して、適切に対処することができるようになるための資質や能力を養うことをめざし、学校や地域の実情に即して予想される様々な事態を想定し、年間を通じて計画的に行うようしなければならない。
- ・ 災害などの発生の際、幼児・児童や高齢者及び障害のある人たちの安全にも配慮することができる態度や能力を培う。

d 安全意識を高めるための行事

- ・ 安全意識を高める行事は、交通安全指導や防災避難訓練等の導入的な指導の場として、また、学級（ホームルーム）活動や児童（生徒）会活動における安全指導の有力な動機付けの機会として重要な意味を持つ。
具体的には、次のようなものが考えられる。

- ・ 毎月の学校における安全指導日
- ・ 篠山市学校園安全の日（6月2日）
- ・ 篠山市学校園安全月間（6月）
- ・ 国民安全の日
- ・ 防災の日
- ・ 防災週間
- ・ 安全講演会
- ・ 安全に関する作文、標語、ポスターなどの応募

(イ) その他の学校行事における安全指導

a 健康安全・体育的行事の「体育的行事」における安全指導

体育的行事としては、運動会、体育祭、校内の競技会・記録会、体力テスト、球技大会などがあり、これらの行事は、健康領域や保健体育科、学級活動などで習得した事柄を実践する機会となる。しかし、事故が発生しやすい面もあるので、安全指導上、次のような事柄に配慮することが大切である。

- ・ 体育的行事の計画の作成に当たっては、当初から企画に参加させるなど自主的、実践的な態度が高まるよう工夫する。
- ・ 事前指導を行うとともに、終了後においても、事後指導として反省事項を取り上げ、児童生徒の安全に対する実践的な態度が身に付くようにする。
- ・ 健康観察や健康診断などの結果から児童生徒一人一人の健康状態を的確に把握して参加させるようにする。
- ・ ルールを徹底させるとともに、活動の場所や施設・設備の安全点検を励行する。
- ・ キャンプや登山など野外活動を実施する場合は、天候の変化や児童生徒の健康状態に注意するとともに、必要に応じて専門家等の指導を受ける。
- ・ 準備や後片付けの際に発生する事故もあるので、あくまでも行事の一環として適切な指導を計画的に行う。
- ・ 学校全体として、健康や安全についての指導の徹底を期する。特に事故の発生の際に備えて、その防止、万一の場合の準備や緊急時の対策などについても、あらかじめ十分に配慮しておく。
- ・ 日ごろの学習の成果を学校内外に公開し、発表することによって、学校に対する家庭や地域社会の理解と協力を促進する。

b 遠足（旅行）・集団宿泊的行事における安全指導

遠足（旅行）・集団宿泊的行事としては、遠足、移動教室、修学旅行、宿泊を伴う集団活動などがあり、これらは学級活動やその他の教育活動で習得した事柄を児童生徒が主体的に実践する機会となる。しかし、活動の場が学校外であるため、気の緩みや集団の規律を守らないことなどが少なくないので、安全指導上、次のような事柄に配慮することが大切である。

- ・ 視聴覚教材などを活用するなど、学級（ホームルーム）活動の安全指導としての事前指導を行い、児童生徒が自ら立てる活動の計画の中に、安全に関する事柄が具体的に取り上げられるように指導する。
- ・ 児童生徒一人一人が集団の一員として規律ある行動をとり、集団の規律を主体的に守ることができるようにする。
- ・ 目的地等の安全については、実地踏査などにより事前に検討するとともに、現地における直前の点検も行うようにし、児童生徒の安全の確保が徹底できるようにする。
- ・ 健康診断などの結果から、児童生徒の健康状態を的確に把握し、行事に参加させる。

c 勤労生産・奉仕的行事における安全指導

勤労生産・奉仕的活動としては、職場・就業体験、生産活動、大掃除、緑化活動、全校美化の行事、学校内外のボランティア活動などがあり、これらの行事は技術・家庭科や学級活動で習得した事柄を実践する機会となる。安全指導上、次のような事柄に配慮することが大切である。

- ・ 学級（ホームルーム）活動などにおいて事前及び事後の指導を行い、児童生徒が主体的に安全を考えて活動することができるようにする。
- ・ 刃物類などを使用する校内緑化活動や校外における山林での作業の場合は、刃物類の取り扱いや危険な行為などについて十分指導する。
- ・ 児童生徒の解放感や不慣れなどが誘因となる事故等を防止するため、活動の手順や方法（禁止事項含む）についてよく理解させ、協力し合って積極的かつ能率よく活動ができるようにする。
- ・ 介護、育児等の奉仕活動においては、高齢者、幼児、障害のある人などの相手の安全を確保することについて学習できるよう指導する。

（４）児童（生徒）会活動及びクラブ活動等における安全指導

ア 児童（生徒）会活動と安全指導

安全に関する活動の内容は、児童生徒や学校の実態に即したものでなければならない。したがって、児童会・代表委員会、生徒総会や生徒会役員会、各委員会の活動等で話し合い、問題解決、実践等の活動を通して学校生活の充実や改善向上を図っていく。これらの活動の過程を通して、児童生徒の安全意識や実践意欲を高めていくものでなければならない。

イ クラブ活動等における安全指導

クラブ活動や部活動は、ともに傷害の発生率は高く、安全管理とも関連させながらそれぞれの活動を注意深く指導することが重要である。すべてのクラブ活動等が楽しく効果的に行われるためには、それぞれのクラブ活動等が安全に実施される必要があり、児童生徒は自発的、自治的に活動する過程で、安全に対する資質や能力を身につけていくことができる。

なお、文化的、体育的、生産的、奉仕的クラブ等のいずれにおいても、用具や器具を取り扱いながら活動することが多いので、児童生徒の用具や器具の取扱いの習熟の度合いを考慮して活動する必要がある。

また、活動内容が高度過ぎたり、活動の量が児童生徒の過重な負担になったりすることのないように配慮するなど、それぞれのクラブ活動等の特性に応じて安全指導を行う。

（５）日常の学校生活における安全指導

ア 「朝の会」「帰りの会」等の安全指導

（ア） １単位時間の学級活動の内容や日常の学校生活における指導、学校園行事等における指導内容との関連を図るように工夫する。

（イ） 学校行事等における指導内容との関連に配慮する。

(ウ) 日常生活において安全な行動が実践されているかを評価し、その後の指導に生かすよう工夫する。

イ 「休み時間」等の安全指導

(ア) 児童生徒の問題となる行動そのものについて、その場その場で改善するよう指示する。

(イ) 児童生徒の安全に関して望ましくない行動を取り上げ、適切な行動や実践の方法について考えさせる。

ウ 安全に関する個別指導の配慮

特別な支援を必要とする児童生徒に対する安全に関する個別指導では、特別支援学校や医療、福祉などの関係機関の助言や援助を活用するとともに、個々の児童生徒の実態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行う。

第5節 安全教育の評価

安全教育において評価を行うことは、一人一人の園児児童生徒が安全教育の目標をどの程度達成したかを知るとともに、教育内容や方法における問題点を明らかにし、よりよい教育内容・方法を作り上げていく上で非常に重要である。

安全教育の評価においては、多様な側面から評価を行うことが重要である。特に、事故発生の主要因である行動と、それにかかわる諸要因について調べ、評価することは、安全教育の評価の基礎といえる。安全教育によって身につけた知識や態度、安全行動の実施状況を評価することにより、必要な場合は改善策を考えて次の段階の安全教育につなげることができる。安全教育の評価項目としては、次のような内容が挙げられる。

- ・日常生活における事件・事故災害の現状、原因及び防止法について理解できたか。
- ・現在及び将来に直面する安全の課題に対して、的確な思考・判断に基づく意志決定や行動選択ができるようになったか。
- ・日常生活の中に潜む様々な危険を予測し、自主的に安全な行動をとるとともに、危険な環境を改善できるようになったか。
- ・自他の生命を尊重し、安全な社会づくりの重要性を認識して、学校、家庭及び地域社会の安全に進んで参加・協力できるようになったか。

また、安全教育の指導計画に盛り込まれたことが、適切に実施されたかどうかを評価することも不可欠である。内容や方法が適切であったか、指導体制が確立していたか、日程や時間に問題がなかったか、安全教育に関する活動の連携がとれていたかなど、安全教育の評価項目として重要である。これらに問題があった場合には、計画に改善を加えて実施し、さらなる評価を行うことが必要である。評価項目としては次のような内容が挙げられる。

- ・全校園的な指導体制が確立されているか、職員間の連携がとれているか。
- ・日程や時間、実施回数は適切であるか。
- ・安全管理との連携がとれているか。
- ・園児児童生徒の実態、地域の特性を反映しているか。
- ・指導の内容や方法に問題はないか。
- ・指導に必要な教材・教具、資料等が整備されているか。
- ・保護者や地域諸機関の協力や理解が得られているか。